

資料提供

令和6年4月12日
広島高速道路公社

同時資料提供先

合同庁舎記者クラブ 中国地方建設記者クラブ
広島県政記者クラブ 広島市政記者クラブ

問い合わせ先

総務部長 あきまる 榎丸 Tel 082-508-6848 (契約に関すること)
建設部長 小倉 Tel 082-508-6855 (工事に関すること)

広島高速5号線シールドトンネル工事に係る 建設工事紛争審査会の調停打切りについて

1 要 旨

広島高速5号線シールドトンネル工事について、令和4年12月に受注者である大林・大成・広成建設工事共同企業体（以下「大林JV」）からの調停申請について、中央建設工事紛争審査会から公社代理人弁護士に調停の打切りの通知（令和6年3月27日付）がありました。

今回の調停は受注者である大林JVが申請したものであり、公社としては、これまでも一貫して、契約の基本である契約約款及び特記仕様書に基づき適正に対応しており、この度の調停の打切りを受けて、こうした対応が変わるものではありません。

2 工事の継続

公社と大林JVは、調停申請時において「工事を継続して行く。」ことを確認しており、今回においても「責任を持って、工事を継続する。」ことを改めて確認しております。

公社及び大林JVは、これまでと同様に安全・安心を第一として、早期完成を目指し工事を進めてまいります。

3 工事概要等

工 事 名：高速5号線シールドトンネル掘削他工事

受 注 者：大林・大成・広成建設工事共同企業体

工 期：平成29年3月31日～令和4年7月12日*

請負金額：202億3,654万8,980円

進 捗：シールドトンネル工事延長 1,407mのうち、二葉の里側から 1,048mまで掘り進んでいます。（令和6年3月31日現在）

※ 現契約の工期末を超過しているが、契約の履行義務は変わらず、また火災保険等の必要な手続きを行っており、現地施工上の問題はありません。

（お願い） 本件は、建設業法第25条の22により、審理内容は『非公開』と規定されておりますので、中央建設工事紛争審査会事務局への問い合わせは、控えていただくようお願いいたします。